

《避難》

	質問	回答
1	避難情報とは何ですか？	<p>避難情報には、危険度に応じて「避難準備・高齢者等避難開始(避難準備情報)」「避難勧告」「避難指示(緊急)」の3つがあります。</p> <p>・「避難準備・高齢者等避難開始(避難準備情報)」・・・お年寄りの方、体の不自由な方、妊婦、小さな子供がいらっしゃる方など避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は避難を開始してください。それ以外の方も、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難してください。</p> <p>・「避難勧告」・・・避難所など、より安全な場所に避難を開始してください。</p> <p>・「避難指示(緊急)」・・・緊急に避難してください。外出することで命に危険が及ぶ状況の場合は屋内のより安全な場所に避難してください。しかし、この段階まで待っていると、危険がまさに真後ろに迫っている状態に陥ってしまいます。このため、実際には「避難指示」が出される前に避難しておくことが望ましいと言えます。</p> <p>災害時、これらの避難情報は、市内に設置してある防災行政無線を使い最大音量で放送されるほか、防災ラジオ、携帯電話への緊急速報メール(エリアメール)、NCV9チャンネル、市ホームページ等を通じても発信しており、さらに、地上波テレビ等の各メディアなどへも情報提供しています。また、対象地区の消防団による広報車による周知も行っています。</p> <p>水害においてももっとも怖いのは、「逃げ遅れ」です。避難は早すぎるということはありません。</p>
2	避難場所が遠いので、隣の自治体の施設へ避難できないのですか？	<p>一時的な避難場所として、隣の自治体の避難場所へ避難することも可能ですが、長期的な避難所生活を送る場合は、本市の避難場所へ移動していただくこととなります。避難場所は地域防災計画において避難人口、収容能力等をもとに決定しており、想定した区域外からの避難者により避難施設の収容能力を上回り、収容困難や混乱をきたす可能性がありますので、「市指定避難場所一覧」に記載のある避難場所への避難をお願いします。</p>
3	あらかじめ住民それぞれの避難場所を指定しないのですか？	<p>指定避難所は、避難勧告等を発令した場合に、指定避難所の中から安全が確保された施設を必要に応じて開設します。指定避難所は、立地条件等により、地震・水害・土砂災害など災害の種類によっては避難に適さない施設があります。ご自宅などの最寄りの指定避難所がどの災害に適しているか、あらかじめご確認くださいようお願いします。指定避難所はお住いの地区に限らず、すべての方が避難できます。</p> <p>開設した指定避難所のうちどこに避難するかは、その時おられる場所から安全に移動できる最寄りの指定避難所を選んで避難してください。</p>
4	どこを通過して避難所へ行けばいいのですか？	<p>米沢市では、地域の地理上の条件等が異なるため「避難経路」の特段 指定はしていません。ただし、地域のみなさんが防災マップを参考にして、常日頃から実際に歩いて確認しておくことが良いと思われます。</p> <p>基準については、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 山崩れや、がけ崩れ、建物倒壊及び落下物などによる危険が少ないこと。 2. 最短時間で避難経路、避難目標地点、避難所に到着できること。 3. 複数の迂回路が確保されていること。 4. 河川沿いや、蓋のない側溝のある道路はできるだけ避けること。 <p>などが上げられます。</p>
5	浸水する場所に避難所がありますが、危険ではないのですか？	<p>浸水する危険のない場所へ避難するのが一番安全です。ただし、米沢市の場合は、窪田・六郷地区の広い範囲で低地のため浸水しやすい傾向であり、最上川、鬼面川、羽黒川をはじめ洪水はん濫の危険のある河川が多くあります。</p> <p>災害に応じて浸水する危険のない避難所を開設しますので、避難所の開設場所を確認して避難してください。また、国では、危険のない親戚や友人宅への避難等も呼びかけています。なお、屋外が浸水しているなど危険な場合には、屋内の2階以上で安全な場所に避難してください。</p>
6	どの避難所が開設されているか、何を見れば分かりますか？	<p>避難所を開設した場合には、テレビ(NCV9チャンネルのテロップ)、米沢市ホームページ、Facebook、yahoo 防災アプリ、スマートフォンや携帯電話のエリアメール、同報系無線、防災ラジオ等を使用して開設状況をお知らせします。また、消防団による広報も行います。</p>
7	高齢の一人暮らしのため避難する場合に不安です。何か支援はあるのでしょうか？	<p>要援護者名簿を市社会福祉課へ届出しておく必要があります。また、地元自主防災組織がある場合は、あらかじめそちらにも伝えておく必要があります。</p>

	質 問	回 答
8	自主避難したい場合はどのようにすれば良いですか？	自主避難所は、災害対策基本法に基づく市地域防災計画に定めている指定避難所とは異なり、避難勧告、避難指示を行っていない時期において、自宅での待機に不安を持つ市民の方からの要望がある場合に、一時的に開設するものです。自主避難を行う場合には、親戚宅や知人宅など安全な場所を事前に確保してください。確保出来ない場合には、市役所(危機管理室)又は、地元の自治会長に連絡を入れ、自主避難所の開設を依頼してください。市では、気象状況等を考慮し開設を決定します。
9	ニュースで避難警戒レベル3相当が発表されましたが、避難所は開設されるのでしょうか？	警戒レベル相当情報は、気象庁や都道府県が出す情報で、その後、市町村が総合的に判断し、警戒レベル(避難情報)を発令します。警戒レベル3と判断すれば米沢市が「避難準備・高齢者等避難開始」を発表します。警戒レベルと警戒レベル相当情報とはタイミングや対象地域は必ずしも一致しませんので、注意が必要です。
10	避難所へは何をもって行けば良いのですか？	非常時持出品の例は、防災マップ 8ページを参照してください。なお、自主避難の場合は、市からの公的な支援はありませんので、避難中の食事や生活必需品(着替え、寝具等)はご自身で準備し持参してください。
11	要配慮者利用施設が作成しなければならない避難確保計画とは何ですか？	平成29年の水防法及び土砂災害防止法等の改正により、浸水想定区域(洪水・津波)や土砂災害警戒区域内の地域防災計画で定められた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。既存の消防計画等に各種災害(洪水・土砂)に係る体制・対応を追加する方法又は既存計画とは別に新規で計画を作成する方法があります。